

第57号議案

「Change Makers Fes 2023 ~世界を変えるキミに、この日を。~」の後援名義の使用について

上記の議案を提出する。

令和4年12月14日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 加藤 裕一

別記様式第1号（第6条関係）

文京区教育委員会 後援名義使用申請書

2022年11月16日

文京区教育委員会 殿

申請者（申請団体） 特定非営利活動法人
フリー・ザ・チルドレン・ジャパン
住所（所在地） 〒157-0062 東京都世田谷区
南烏山6-6-5 安藤ビル3F
代表者名 なかじま さなえ
中島 早苗
代表者連絡先 原元 望
(事務担当者) 080-3218-5693 または 03-6321-8948

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会後援名義を使用したく、
申請します。

記

事業名	Change Makers Fes 2023 ~世界を変えるキミに、この日を。~	
共催又は後援名義等の使用を必要とする理由	<p>当該事業『Change Makers Fes 2023』は、子どもや若者がSDGs達成に向け、社会課題と向き合い、自分らしいリーダーシップを發揮し、解決に向けて行動するきっかけを作るイベントです。</p> <p>イベントに参加する条件であるSDGsに紐づく社会貢献活動、当日の様々なバックグラウンドの参加者を通して、多様な価値観を認め合う大切さを体感することは、子ども・若者の自己肯定感を育み、将来の選択肢をひろげること教育にもつながると考えます。</p> <p>今回開催場所が文京区内にある東京ドームシティホールに決定し、文京区内に在住、在学の子ども・若者に本イベントの情報を届け、ぜひご参加いただきたいと考えております。</p> <p>また、貴教育委員会に後援いただくことで、特に子ども・若者、保護者、教員などの教育関係者へのアプローチが円滑化し、子ども・若者自身はもちろん保護者や先生にとっても安心して参加することにもつながり、より強い波及効果がうまれると思っております。</p>	
実施期間	2023年3月28日（火）（1日間）	
実施場所	東京ドームシティホール（東京都文京区後楽1-3-61 東京ドームミーツポート1F）及びオンライン	
事業内容	目的※	本事業を通じ、貴区公立教育機関の児童・生徒へ下記のような利点や機会を提供する。 ・国内外の社会問題や同世代の活動事例などを知り、他の参加者と共有し合うことで、「自分が行動を起こせば社会に良い変化を起こせる」という自己効力感を高める。 ・多様な立場に置かれる人々や異なる価値観を理解し、一人ひとりが尊重されることの大切さを感じ、自己肯定感を高める。

事業内容	SDGsに紐づく社会課題に対してアクションを起こした子どもや若者を祝うイベント。社会課題に対しアクションを起こした25歳以下の若きエンジマーたちを無料でご招待し、著名人と一緒にその活動を称え、祝うイベントとなる。
	スペシャルアンバサダーに全盲の高校生でシンガーソングライターとして活躍し、東京2020パラリンピック閉会式にも出演されたわたなべちひろさん、そして、モデル・タレント活動をながら若者目線でSDGs発信に努める大学生の世良マリカさんを迎える。Z世代に人気のゲストをお呼びし、音楽ライブ、ダンスパフォーマンスや社会活動家によるトークやメッセージ、SDGsに紐づく社会課題への問題提起、心ゆさぶるスピーチなど、煌びやかなステージを通じて参加者が起こしたソーシャルアクションを称える。
	登壇者からのスピーチやSDGsに紐づく社会課題のレクチャーの間にアーティストのパフォーマンスを入れることで、参加者を飽きさせない演出を企画。日本初の社会貢献×エンターテインメントとして開催する。（総合演出には、東京ガールズコレクションなどのショーや伝統芸能、音楽イベント等を手がけ、世界で活躍する演出家・山田淳也氏を起用。）
対象者	2023年4月1日時点で25歳以下の方 (参加予定人員1,200人)
参加費	対象者：事前参加申請を条件に無料 対象年齢外の観覧希望者：会場参加6,000円、オンライン視聴3,000円
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	[共催] 日本財団 [後援] 承認済：東京都、日本NPOセンター、東京ボランティア・市民活動センター、国際協力機構（JICA） 承認待ち：こども家庭庁設置準備室（内閣府）、文部科学省 申請予定：世田谷区教育委員会
備考	日本財団
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに同意する	

Change Makers Fes 企画資料

2022.11.14

Free The Children Japan



世界を変える力よ、れ。
アコニに集
まよへれ。

TOGETHER
WE CAN CHANGE
THE WORLD!

世界を変えるキミにこの日

世界を変えるキミに、この日を。

ボクらが生まれたのは、おとながつくれた時代だ。
左を見ても、左を見ても、外を見ても、中を見ても課題だらけのこの時代。

そんな時代を生きるボクらに、本当の自由はあるのだろうか。

どこかで「こんな社会を変えることはできない」と、誰かが言っている。
けれど、そんな言葉を信じなかつた人たちが、ここにいる

自分を、世界を変えることができると。

子どもや若者だからこそ、できることがあるんだと

そう信じているキミのような仲間が世界にはたくさんいる。

今日はそのことを、祝おう

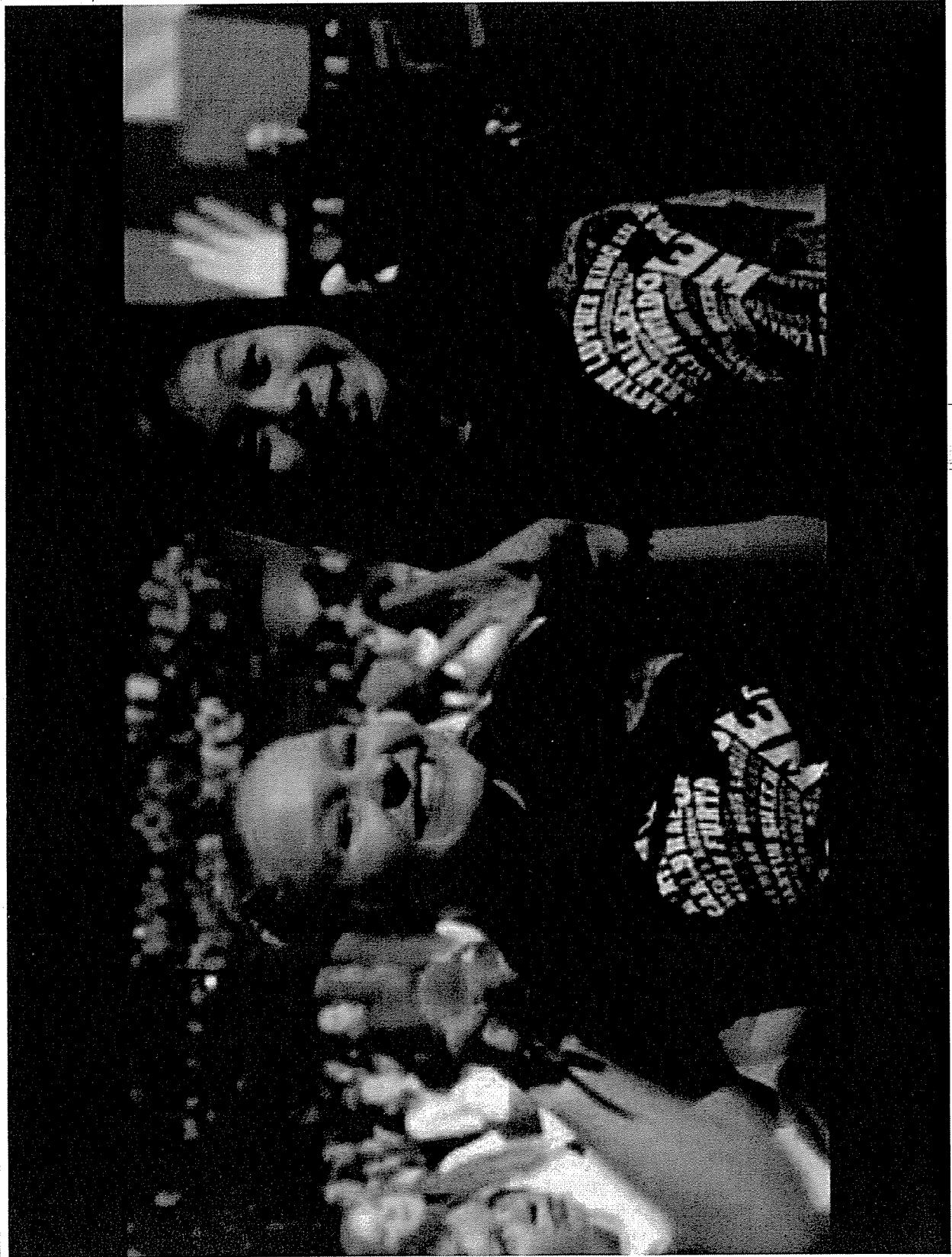
そう、今日この日は、自由なボクらの時代だ。

Change Makers Fes



開催概要

Change Makers Fes (チャンジメークーフェス)とは?



Copyright©2022 Free The Children Japan All Right Reserved

Change Makers Fes (チェンジメーカー・フェス)とは？



※ Change Makers Fes (チェンジメーカー・フェス)は、社会課題に対しアクションを起こした若きチェンジメーカーたちが集うライブイベントです。

アクションを起こす子どもや若者を応援したい！という想いを持った著名人たちもイベントに駆けつけます。

※チェンジメーカー：社会の課題を自分ゴトとしてとらえ、自分を変えて、社会に変化を起こす人

イベントの特徴

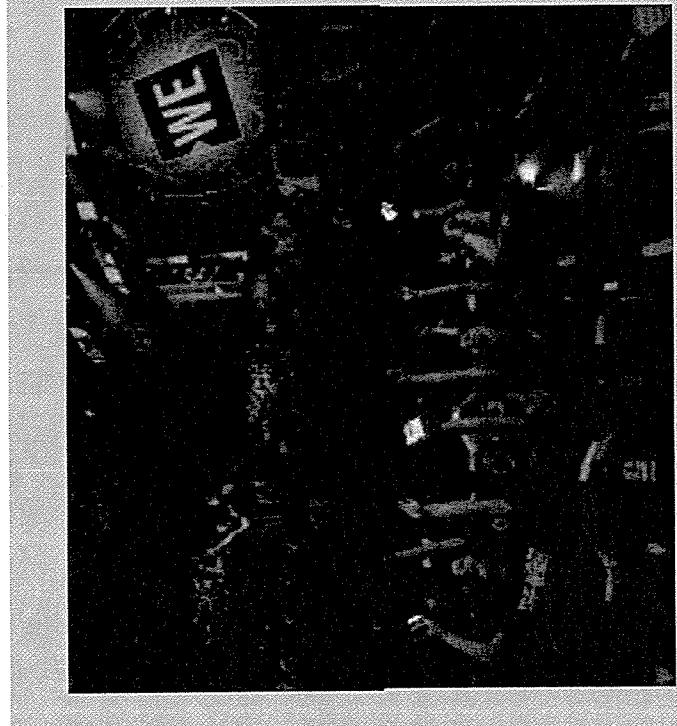
- 1 ライブコンサートのようなエネルギーと、人生を変えるようなインスピレーションが融合した子ども・若者をエンパワースするイベントです。
- 2 国内外の社会問題を学び、解決に向けアクションを起こした子ども・若者のみが参加できるイベントです。活動の成果をふり返り、これからも社会の一員として活動していくやる気を培うためのスターティングイベントになっています。
- 3 実際に社会問題に対しアクションを起こしている各界の著名人が、最高のスピーチや最高のパフォーマンスを行い、参加する子ども・若者を盛大にお祝いします。

Change Makers Fes (チェンジメーカー・フェス)とは？

イベントモデルは、世界的ムーブメント「WE Day」

WE Dayは、2007年にトロントで初めて開催された、若者向け国際協力イベントです。

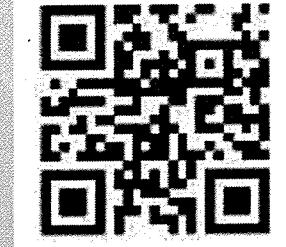
世界中から「社会をもつとよくしたい！」という想いを持ってソーシャルアクション（社会問題の解決につながる行動）に取り組んだ子どもや若者が集い、活動家や著名人と一緒にこれまでのアクションや成果を祝い、互いのこれから活動にエールを送ってきました。



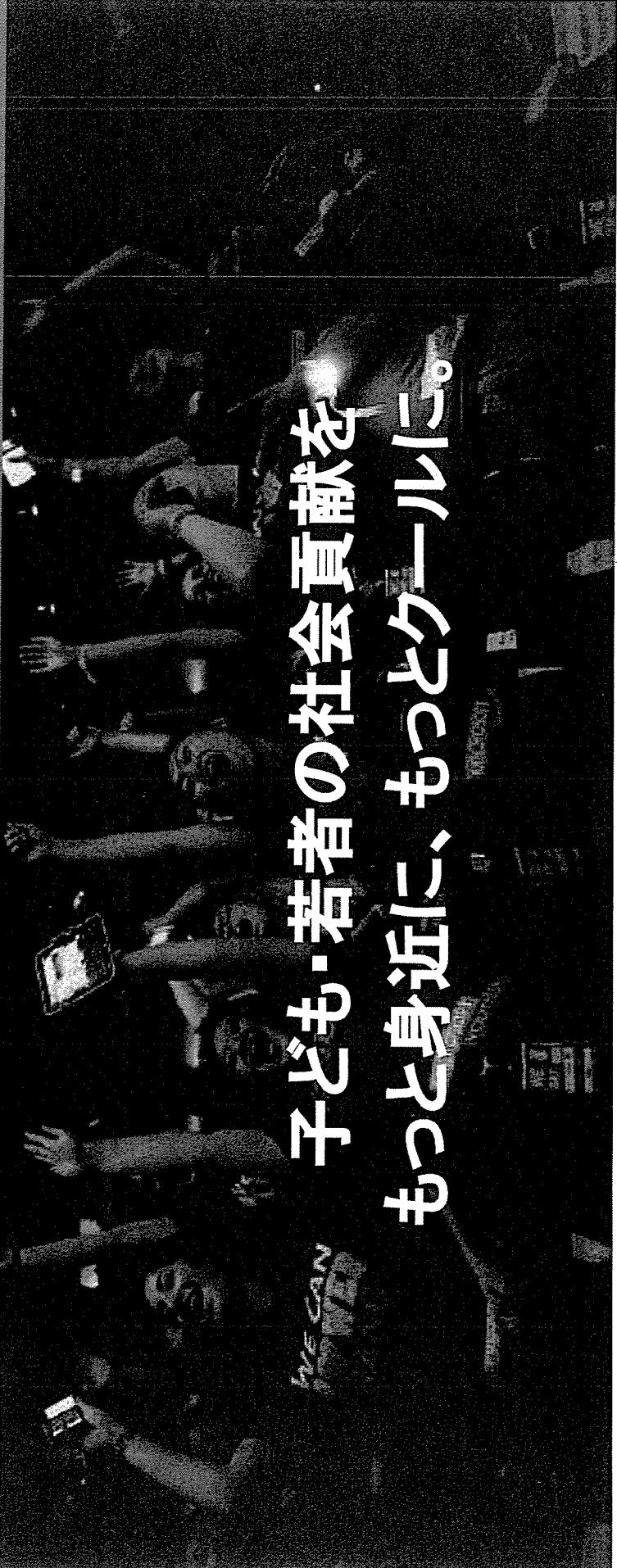
WE Day PV
<https://youtu.be/bLHsQDKyka4>

ダライ・ラマ14世、マララ・ユスフザイ、ヘンリー王子、セレーナ・ゴメス、オーランド・ブルーム、ナタリー・ポートマンなど、多くの著名な活動家、政治家がWE Dayに出演しました。

カナダ、アメリカ、イギリスなどの20都市で開催され、のべ65万人の子どもや若者たちが参加する世界的最大のムーブメントとなりました。日本で初めてリアルで開催します。



Change Makers Fesの目指すもの



「真面目すぎる」「ダサい」。そんな社会貢献に対するイメージを払拭します。
子ども・若者が当たり前に社会貢献を行い、それが子ども・若者世代の一つの文化となることを目指します。
Change Makers Fesを通じて、私たちは社会と子ども・若者のつながり、子ども・若者一人ひとりの可能性を高め、
子ども・若者の社会貢献をもっと身近に、もっとクールなものへと変えていきます。

そんな社会をつくるために



Change Makers Fes(CMF)が目指す5つの達成目標

BE CMF

1. Be the symbol : 社会をよくしたいと願う子ども・若者にとってのシンボルとなるイベントにする。
2. Empower youth : 社会貢献活動を称えることで子ども・若者の力を引き出す。
3. Create new value : 毎年継続開催し、社会に新しい価値を定着させる。
4. Make people understand that social action is cool : 社会貢献はクールであるという風潮をつくる
5. Feel "changing the world" : 子ども・若者が仲間とリアルに出会い、「子どもや若者は世界を変える」と実感し重気づけられる場にする。

子ども・若者の社会貢献をもっと身近に、もっとクールに。

Change Makers Fes 2023 実施概要

*観覧料の予定です。変更の可能性があります

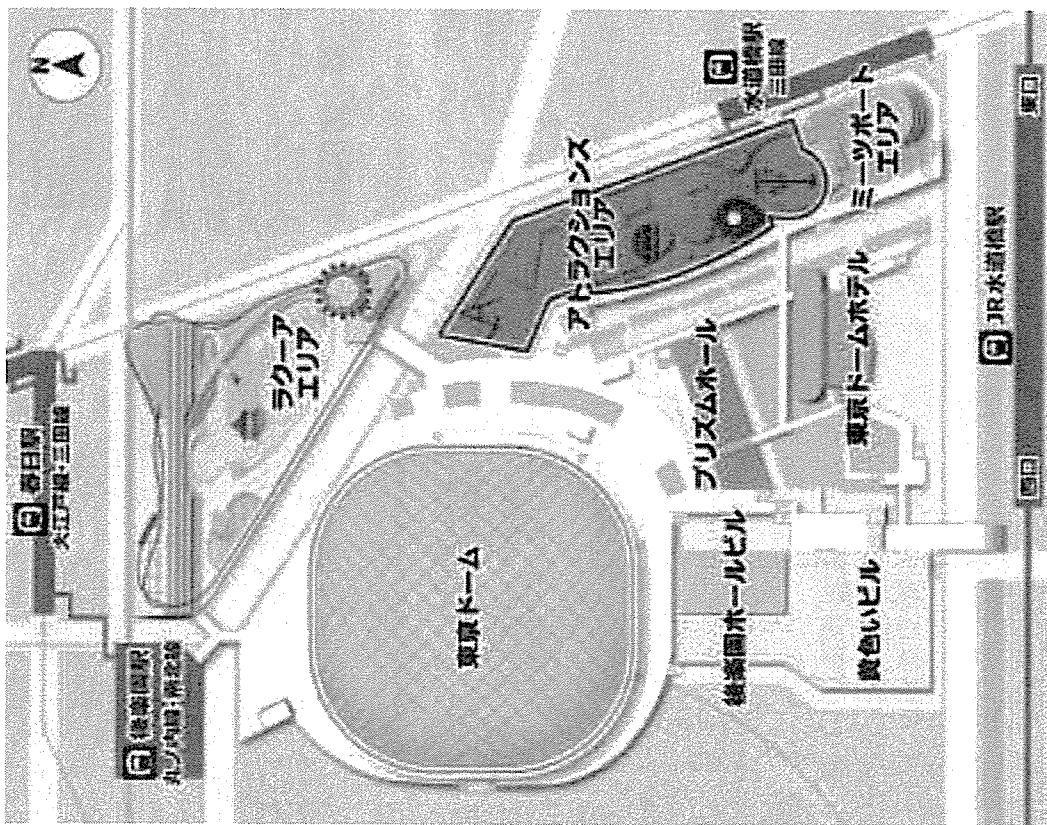


イベントタイトル	Change Makers Fes 2023
テーマ	世界を変えるキミに、この日を
日程	2023年3月28日(火) 14:00～17:00 (受付 13:00) 予定
会場	<p>リアル・オンラインのハイブリッド開催</p> <p>□リアル : TOKYO DOME CITY HALL(東京ドームシティホール)</p> <p>[東京都文京区後楽 1-3-61 東京ドームミニーツポート 1F]</p> <p>* 都営地下鉄三田線「水道橋駅」A2出口 約1分</p> <p>* JR「水道橋駅」東口 徒歩3分</p> <p>* 東京メトロ丸ノ内線「南北線 後楽園駅」2番出口 徒歩約5分</p> <p>* 都営地下鉄大江戸線「春日駅」A1出口 徒歩約8分</p> <p>□オンライン: Zoom、YouTube Live(配信ツール検討中)</p>
公式サイトURL	https://changemakersfes.ftcj.org/
対象	<p>SDGsの目標として掲げられている国内外の社会課題に対し、ボランティア活動など何らかのアクションを起こし、今後も引き続き活動する予定の 25歳以下の子どもや若者</p> <p>【参加資格】ソーシャルアクションレポートを提出した 【メイクアゲット年齢】13～18歳（高校生・中学生）</p>
参加人数	計 1,600名想定(先着申込順) リアル(対面) 25歳以下1,000名 + 26歳以上200ペア(400名) [オンライン]200名視聴想定 ※新型コロナウィルス感染症などの社会的状況や国や都からの要請に準じて変更する可能性があります
参加費	25歳以下: ソーシャルアクションレポートの事前提出を条件に、無料 26歳以上: [リアル] シングル6,000円 ペア10,000円 [オンライン] 3,000円/名 想定で検討中

実施体制(予定)

主催	認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン
共催(予定)	日本財団
後援	【確定】国際協力機構(JICA)、東京都、特定非営利活動法人日本NPOセンター、東京ボランティア・市民活動センター(TVAC) 【申請予定】文部科学省、文京区教育委員会、世田谷区教育委員会、こども家庭庁設置準備室(内閣府)
協賛	未定
助成	大東建託みらい基金
協力	<p>【確定】 株式会社フロンティアインターナショナル(企画/運営協力)、株式会社サニーサイドアップ(広報協力) 認定NPO法人ESAアジア教育支援の会、特定非営利活動法人開発教育協会、公益社団法人ガールスカウト日本連盟、一般社団法人プロギングジャパン、公益財団法人日本YMCA同盟、株式会社パラダイスピースト、公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター(50音順)</p> <p>【申請予定】 公益財団法人風に立つライオン基金、一般社団法人OSAKAあかるクラブ、NPO法人WAKE UP JAPAN、広げよう！子どもの権利条約キャンペーン、公益財団法人ボーリスカウト日本連盟Japan Youth Platform for Sustainability、SDGs市民社会ネットワーク、認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウ、一般社団法人One Young World Japan Committee</p>
賛同人	秋山宏次郎(一般社団法人 こども食堂支援機構代表理事)、東ちづる(女優・一般社団法人 Get in touch理事長)、家入一真(株式会社CAMPFIRE代表取締役)、岩附由香(認定NPO法人ACE代表)、鵜尾雅隆(認定特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会代表理事)、甲斐田万智子(認定NPO法人国際子ども権利センター(シーライツ)代表理事、喜多明人(早稲田大学名誉教授・子どもの権利条約ネットワーク代表)、小暮修也(前・学校法人 明治学院 学院長)、西郷孝彦(前・世田谷区立桜丘中学校 元校長)、堀内光子(アジア女性交流・研究フォーラム代表)、マエキタミヤコ(株式会社サステナ代表)、宮城治男(NPO法人ETIC 代表理事)、門田瑠衣子(特定非営利活動法人エイズ孤児支援 NGO・PLAS代表理事)、山田泰久(一般財団法人非営利組織評価センター 業務執行理事)

会場:TOKYO DOME CITY HALL(東京ドームシティホール)



東京都文京区後楽1-3-61 東京ドームミニーツポート 1F

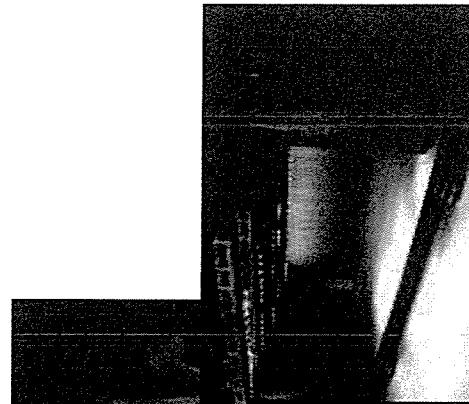
* 都営地下鉄三田線「水道橋駅」A2出口 約1分

* JR「水道橋駅」東口 徒歩3分

* 東京メトロ丸ノ内線・南北線「後楽園駅」2番出口
徒歩約5分

* 都営地下鉄大江戸線「春日駅」A1出口 徒歩約8分

□オンラインにて、リアルタイム配信も予定
Zoom、YouTube Live(配信ツール検討中)



主催・フリー・ザ・チルドレン・ジャパンについて

フリー・ザ・チルドレン・ジャパンは、1995年に当時12歳のクレイグ・キーラルバー少年によって貧困や搾取から子どもを解放することを目的にカナダで設立された「Free The Children」の理念に共感し、1999年から日本で活動を始めた団体です。

「子どもや若者は助けられるだけの存在ではなく、自身が変化を起こす担い手である」という理念のもと、国際協力活動と並行して日本 の子どもや若者が国内外の問題に取組み、変化を起こす活動家になるようサポートしています。現在では全国で1,000人以上がメンバーとなって社会問題に取組み変化を起こしています。

—「世界は変えられる」子どもがそう信じられる社会!—

ビジョン ー私たちが目指す社会
世界のすべての人々が誰一人取り残されることなく、心もからだも健康で、自身の夢や希望を実現でき、国籍・宗教・年齢・性別・文化・障害の有無に関係なく、互いを認め合い、互いに勇気づける多様性のある社会。

ミッション ー私たちの使命

2つの「Free」を実現すること

1. 国内外の貧困や差別から子どもをfree(自由)にする。
2. 「子どもには世界を変えられない」という考え方から子どもをree(自由)にする。

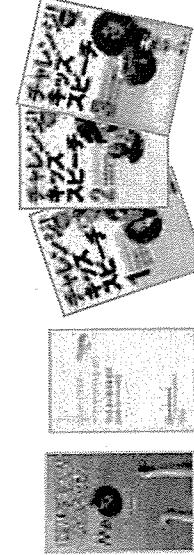
開発途上国へのスタディツアーに 700人以上の子どもたちが参加

現地でボランティア活動を行いました。



年間80校以上の学校で 1万人以上に出張授業を実施

学生自身が社会課題にアクションを起こせるよう促しています。

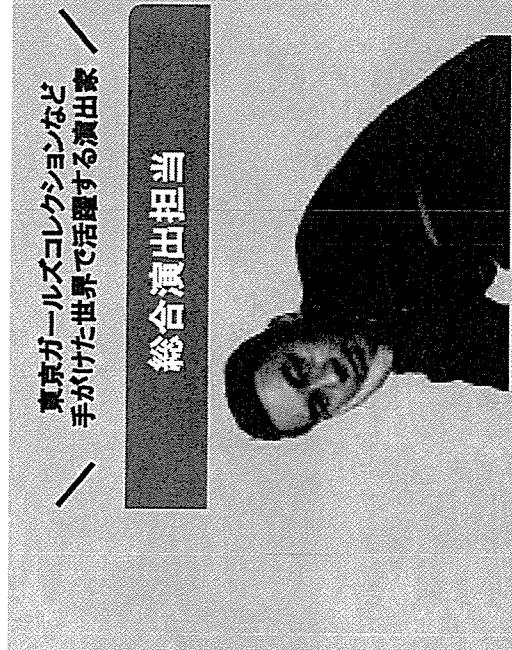
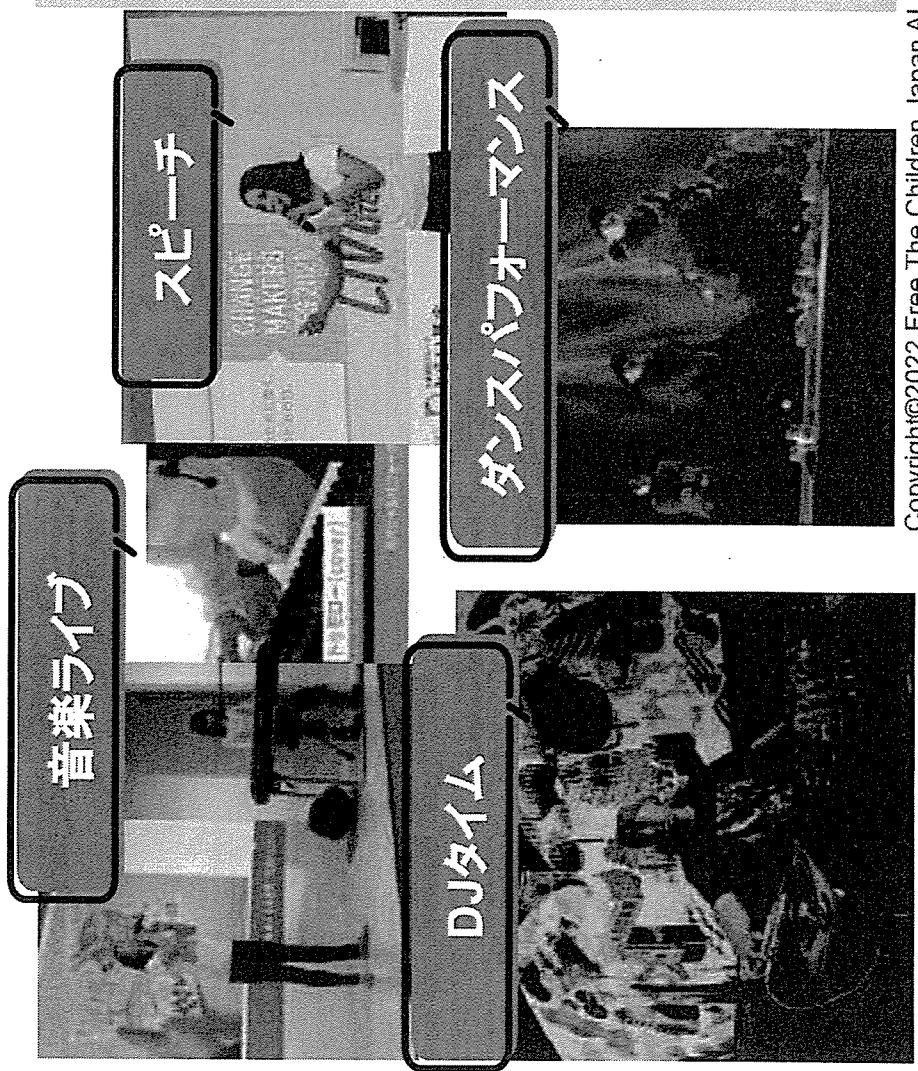


多くのメディアや教科書で
取り上げられています!

様々なメディアや教科書に、当団体の活動を取り上げていただき、人権や国際協力に関する書籍を出版しています。

コンテンツ＆演出(素)

心搖さぶるスピーチ、豪華なゲストによるトークや音楽ライブ、
お笑い、DJ、ダンスパフォーマンスなどのプログラムと煌びやかなステージで
子どもたちの熱狂を生む空間をつくり、社会貢献のイメージも整えます！

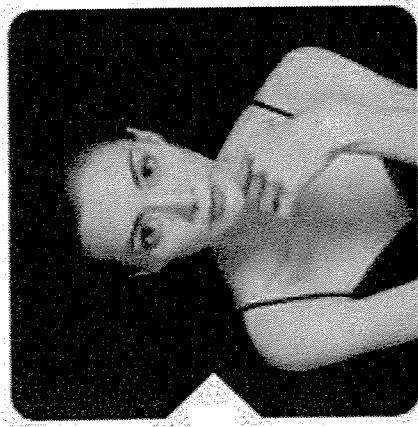


演出家・山田 淳也 氏

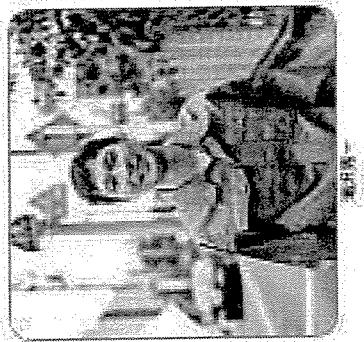
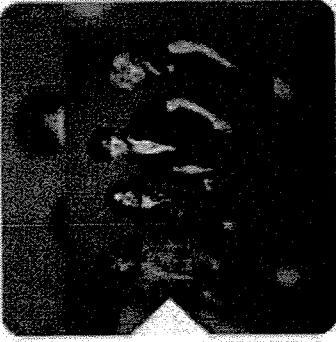
世界最大の演劇祭エジンバラ・フェスティバル・ブリンジにて舞台作品「THE SAKE」を発表し、5つ星を獲得。近年は活動をアジアに広げ、アリババグループの中国最大 ECサイト「TMALL」によるメガファッションショー「TMALL COLLECTION」の総合演出を務める。国内では「東京花火大祭」「初音ミク×鼓童スペシャルライブ」「大沢たかお主演舞台『INSPIRE』」陰陽師も手掛け、伝統芸能、音楽イベント、花火演出、格闘技、演劇、文化イベント等、様々な分野の大型エンターテイメントに活動の幅を広げている。

出演確定者(順次追加)※社会問題や子どもに想いをもつ著名人や、おばな・子どもの活動家へ打診中

スペシャルアンバサダー



出演者



十すみれ
Blue Vintage
決定済み



出演者便り

※社会問題や子どもに想いをもつ著名人や、おとな・子どもの活動家へ打診予定

→ 2021年のChange Makers Fesから就任！／

スペシャルアンバサダー



“たれかがアクションをしなければ何も変わらない
その1人になりませんか？
変えなければならぬ世の中
変えたいと思う事が一つでもあるなら一緒にやっていこう！
これからのお未来のために
今年も応援させて頂きたいです！”

——若者の中から社会を変える「チエンジメカー」を育てるのは、これから世の中にどうして
重要なことですね。

土屋：そうなんです。日本では、大人から見て「危ないな」という可能性が、1ミリでもあると、「止めておこう」とシャッターを下ろしがち。今回のイベントでは、現実的な可能性はさておいて、子どもや若者たちが“こうやりたい”という思いを伝えるのが目的です。「勢い」って本当はとても大事。聞いた大人们が、現実化させるためにはどうするか、プラスアップさせることができます。

若者には本来すごい夢や力強さがあるし、行動力もあります。やってみればできるんじゃない
かって思えるから、このイベントは素敵だなと思うし協力したい。これから先の世の中がいい
状態になるために、彼らの気持ちを現実にしてあげなきゃいけない。自分も子どもがいるから
より、そう思います。
もし30年後40年後に海が真っ黒になるんだったら、ストップさせなくちゃ。次の世代のために
いいものを残していく環境を作るのが我々大人の仕事なんじゃない？

土屋アンナさん

職業の枠にとらわれず幅広く活躍。「下妻物語」で数々の賞を受賞するとともに、2007年の主演映画『さくらん』は世界中で評価される。世界各地でライブやCDリース。多数のコラボレーションにも参加。スキンケアブランド『anina me』のプロデュースも手掛けける。2021年はAmazon Prime Videoの「THE MASKED SINGER」で見事ゴールデンマスクシンガーに輝き、「BVLGARI AVRORA AWARDS 2021」のファイナーを務めるなどに飾る。2022年もブルーノート東京で毎年恒例のバースデーライブを開催。



※ミレニアル女性の生き方を伝え、
寄り添うWebメディア「telling」／朝日新聞社
2022年2月20日掲載より一部抜粋
<https://telling.asahi.com/article/14551319>

スペシャルアンバサダー

＼2022年のChange Makers Fesから就任！／

スペシャルアンバサダー



昨年に引き続きスペシャルアンバサダーを務めさせて頂きます、
わたくなべちひろです。

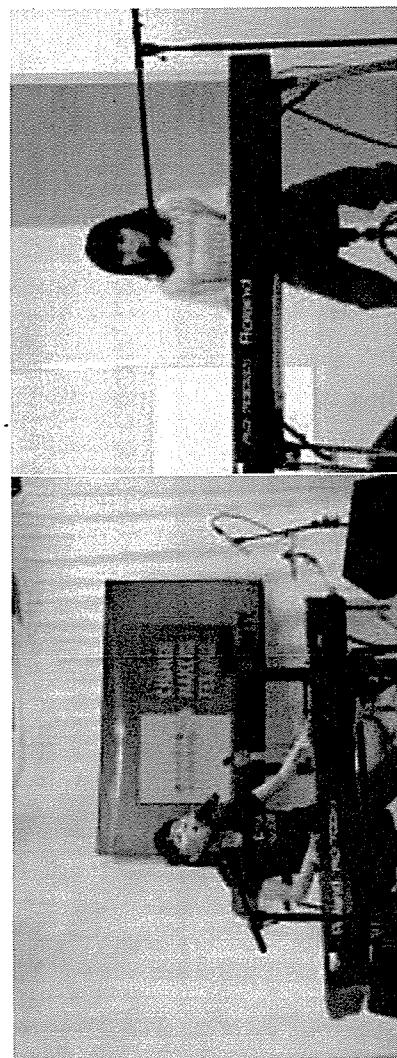
一人一人が小さなことでもアクションを起こせば、
何かが変わっていく。

世の中では戦争や貧困、差別や自然災害など、
複雑な出来事が溢れていますけれど、
少しでも未来が明るくなることを信じて、
私にできること
「私は、音楽で何かをつたえていきたいと思います。」

Together, we can change the world!

わたくなべちひろさん

東京都出身。2004.4.10生 18歳。
2016年12歳、国際フォーラムで行われた「ゴールドコンサート」でジョンレノンのImagineを弾き語りした事がきっかけで音楽活動を始める。その後、2017年ニューヨークのアボロシアター・アマチュアナイトに出演。ニッポン放送「ラジオチャーリティミュージックソン」出演。2018年NHK「キュメンタリー番組『いま Jenner』そこには『境界』はない』が放送される。14歳、渋谷eggmanにてワンマンライブ。2021年東京2020パリリンピック閉会式に出演。
2022年3月NPO法人Free The Children Japanのチエジメカーフェスティバルアンバサダーとして参加する。



タイムテーブル表

時間	内容
14:00	リリースセレモニー
14:05	「アーティストによる音楽発表会」
14:10	「アーティストによる音楽発表会」
14:15	「アーティストによる音楽発表会」
14:20	ミス・ラン
14:25	ドリーム
14:30	音楽祭典
14:35	音楽祭典
14:40	音楽祭典
14:45	音楽祭典
14:50	音楽祭典
14:55	音楽祭典
15:00	音楽祭典
15:05	音楽祭典
15:10	音楽祭典
15:15	音楽祭典
15:20	音楽祭典
15:25	音楽祭典
15:30	音楽祭典
15:35	音楽祭典
15:40	音楽祭典
15:45	音楽祭典
15:50	音楽祭典
15:55	音楽祭典
16:00	音楽祭典
16:05	音楽祭典
16:10	音楽祭典
16:15	音楽祭典
16:20	音楽祭典
16:25	音楽祭典
16:30	音楽祭典
16:35	音楽祭典
16:40	音楽祭典
16:45	音楽祭典
16:50	音楽祭典
16:55	音楽祭典
17:00	音楽祭典

[コンテンツ方針]

01 登壇者と参加者が「社会貢献」「世界を変える」という共通メッセージを次々に打ち出す

イベントの盛り上がりを保つために、感動を呼ぶスピーチと盛り上がるパフォーマンスを交互に行う

03 著名人による活動紹介。参加者が身近に感じられるように「普通の」事例も紹介

04 大音量の音響、光を駆使した演出により、社会に関わることを「格好いい」と思えるようにする

05 個人参加者に対し、例えば、地域の仲間がわかるようになるなど、繋がりを促進する仕掛けを導入

06 多様なバックグラウンドのある人が参加できるアクセシビリティを確保し包摂性を体現した企画とする

07 毎年社会貢献の中心テーマをいくつか定めて、関係する国内外のNPO/NGOや関係機関と協力し、課題の解決に向けたムーブメントのきっかけをつくる

参加者(Change Makers)の概要

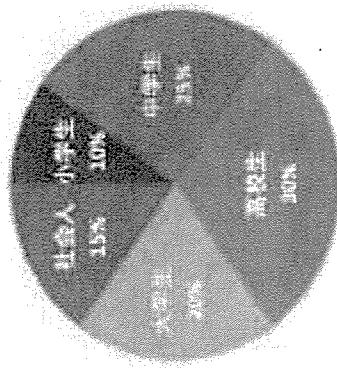
参加者は、社会課題解決への意識が高い

中学・高校生を中心とした25歳以下の若者

◆参加者の属性(想定)

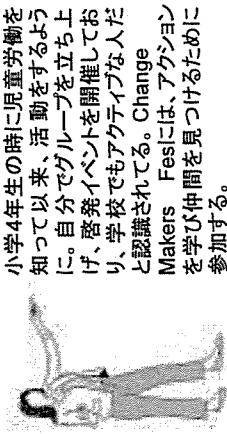
中高生をメインターゲットに、大学生、小学生、若手社会人など
25歳以下へ集客およびプロモーションを実施。

最低年齢はなく、小学生以下は保護者同伴可とし、
教職員や有料チケットを購入した26歳以上のおどなも参加可の予定。



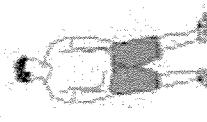
◆参加者のペルソナ

早希：高校1年生



授業やテレビで貧困問題を知るたびにモヤモヤしているが、自分にできることなんて…と行動を起こせずにいる。友達に面白目だと言われると嫌だしかし友達と一緒に活動しておもしろい。学校でもアクティブな人だと認識されている。Change Makers Fesはライブイベントだし、どんなアクションでも良いみたいだから、友達に声をかけて参加してみることにした。

健太：大学2年生



社会課題にはあまり関心がないく、選挙にも別に投票したいと思う人がいないなーと行っている人がいるが、SNSで最近そういう情報が増えてるのばんばん多く見ている。Change Makers Fesは、好きなバンドが出ると聞いて、とりあえず、SNSでバズってた気候変動の投稿をシェアして参加する。

→若年層かつ生涯にわたって社会的インパクトを与える可能性が高い層にリーチできるイベントです。

参加資格について

ソーシャルアクションを起こすこと、それが無料招待の条件。

◆参加資格

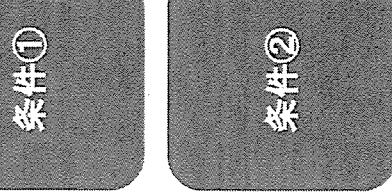


条件①

2023年4月1日時点まで25歳以下の方

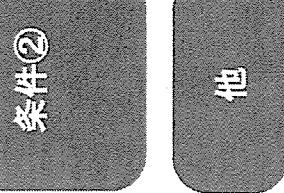
2022年3月1日～2023年2月28日を

含む期間にソーシャルアクション
を起こし、サイトからソーシャル
アクションレポートの
事前提出をした方

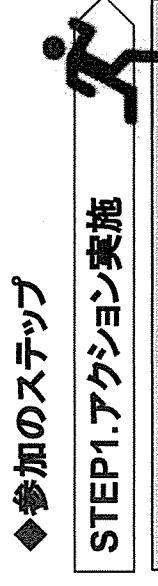


条件②

26歳以上の方も有料で参加は可能。
[リアル] 6,000円(シングル) 10,000円(ペア)
[オンライン] 3,000円(1人) 想定



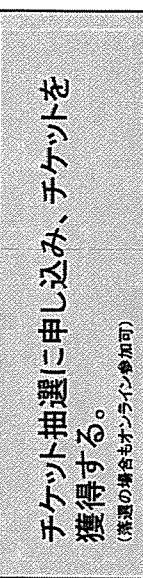
◆参加のステップ



STEP1.アクション実施

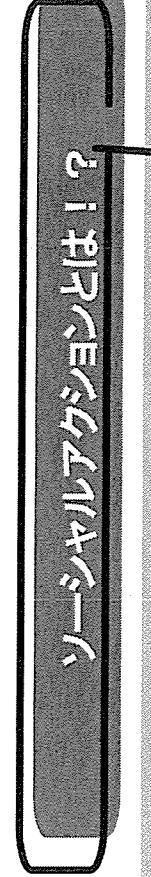


STEP2.エントリー

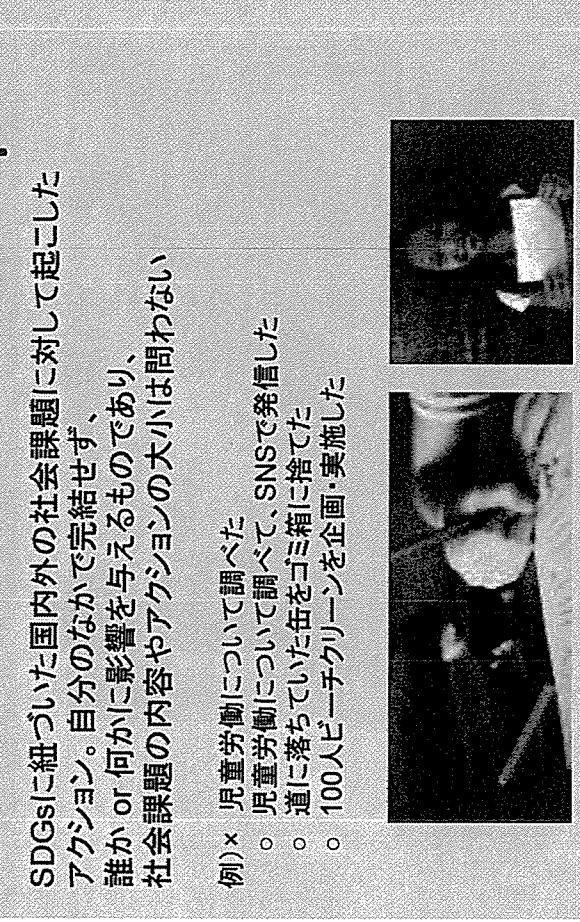


STEP3.抽選申込

ソーシャルアクションレポートを
獲得する。
(落選の場合もオンライン参加可)

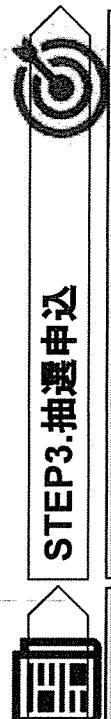


ソーシャルアクションとは！？



SDGsに紐づいた国内外の社会課題に対して起こした
アクション。自分のなかで完結せず、
誰か or 何かに影響を与えるものであり、
社会課題の内容やアクションの大小は問わない

- 例) × 児童労働について調べた
- 児童労働について調べて、SNSで発信した
- 道に落ちていた缶をゴミ箱に捨てる
- 100人ピーチクリーンを企画・実施した



STEP2.エントリー

STEP3.抽選申込

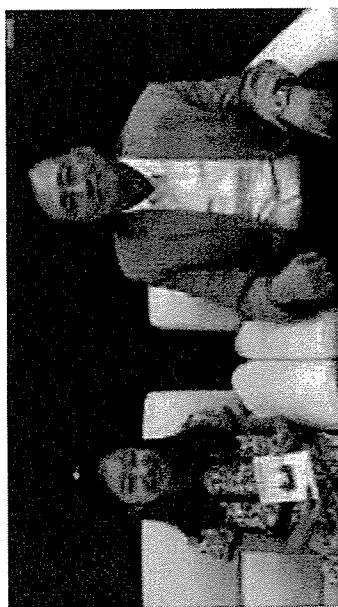
チエンジメーター・過去参加者の声

好きなことに取り組む子どもたちが全国にたくさんいます。
国内外の社会課題に取り組む子どもたちが全国にたくさんいます。

「Change Makers Fes」を機に、さらに活動の幅を広げています！

保坂区長に母子手帳に子どもの権利条約の掲載を提言し、
実現へと導いた、12歳の子どもメンバー

こども基本法制定に向け子どもの権利保障のための法整備や仕組みづくりについて国会議員と意見交換をする子どもメンバー



◆過去参加者の声

(2021年/2022年参加者アンケートより抜粋)

- ・こんなに仲間がいることを知ることができた。
- ・凄く背中を押されて、これからもアクションを起こし続けるヒューリティブになることができた。
- ・自分よりもアクションを起こしているのを目の当たりにして、自分も何かになりたい！と強く思った。
- ・自分より若い人たちが積極的にアクションを起こすのを深く考えるきっかけになりました。
- ・今大学生として、社会人になる一歩手前だが、自分が何をしてみたいのか、何が本当の幸せなのかを深く考えることになりました。
- ・それぞれが違う形で世界をよくするために活動している姿を知り、今後ももっともっと活動の幅を広げていきたいと思った。

全体スケジュール



		2022年			2023年					
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体		概要策定		制作・準備期間		最終調整・告知期間		募集締切		本番
参加応募		ソーシャラアクションレポート受付・イベント参加申し込み期間		二次募集		三次募集		三次締切		
チケット販売		発売準備		セールス		二次締切		三次締切		
協賛		概要策定		WEBサイトリニューアル		WEBサイト・SNSでの告知		リリース配信		■リリース
WEB/PR		概要策定		リリース配信		リリース配信		リリース		
出演者		概要策定		出演者交渉		出演内容の調整 出演者SNSでの告知				

実施実績

2021年実施実績

初開催となった2021年は、配信イベント形式で実施し、リモートで参加したチェンジメーカーや視聴者へ向けて、オンライン配信で様々な著名人がエールを送り、一緒に盛り上りました。



○配信視聴者合計数：3,196名（2021年4月時点）
YouTube Live、Zoom参加、アーカイブ視聴数の4月時点の合計数。

2022年実施実績

2年目となった2022年は、バーチャル空間での交流イベント形式で実施し、参加者同士だけでなく、著名人ゲストと参加者も、バーチャル空間で社会問題やアクションを語り合いました。また2021年に引き続き、スペシャルアンバサダーの土屋アンナさん、わたなべちひろさんによるパフォーマンスも行われました。



過去開催の出演者一覧

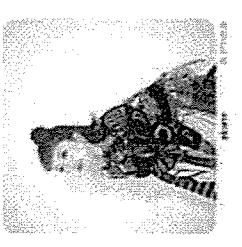
2021年8.2022年



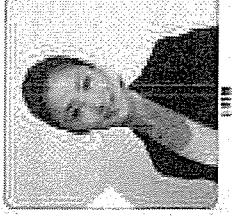
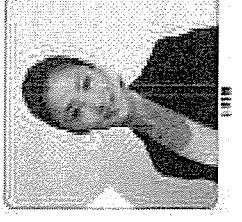
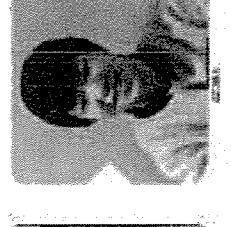
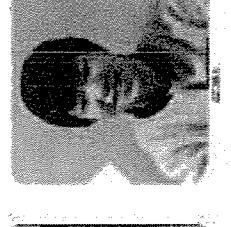
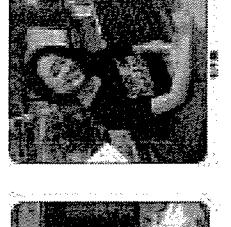
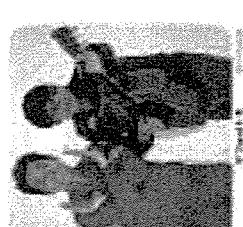
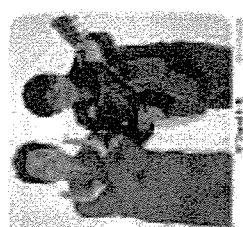
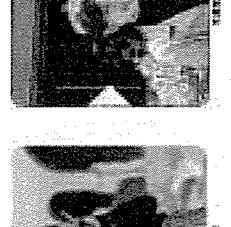
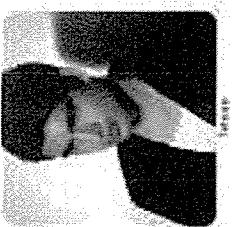
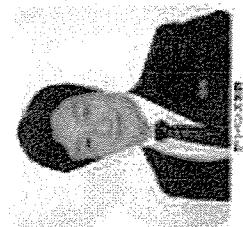
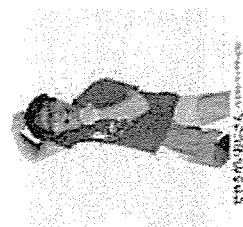
2021年



2021年



2022年



FTCJが企業様と実現したい社会

子どものwell-being (ウェルビーイング)

昨今、社員のwell-beingの向上を経営の柱に置くなどする企業が増えています。FTCJでも団体ミッション達成のためには、「子どものwell-being」の実現が不可欠だと定義し、より子ども自身がwell-beingな状態になる・子どもにとつてwell-beingな状態で過ごせる社会を目指しています。

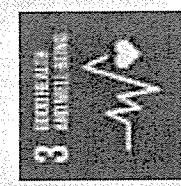
子どものwell-beingの実現ために: FTCJのみならず、官民の力を合わせた社会の well-being化も必須

子どものwell-beingの実現へ



子どもにとって
well-beingに
過ごせる社会へ

企業と子どもの連携し
FTCJ・CMFや子ども支援事業など
→社会と子どものwell-beingをつなぐ活動



SDGs目標3
「すべての人間に健康と福祉を」
の達成へ

企業様: CSR活動やESG投資など

→社会(外部環境)の中で子どものwell-beingを実現する活動。

※FTCJが考えるwell-being(ウェルビーイング)とは、心や身体が自分にとって心地よい状態で、自分らしく安心して過ごさすことができることです。

背景：子ども・若者の可能性を阻む壁をなくしたい

課題

日本の子ども・若者の意識

自己肯定感が低い
違いに対して否定的
子ども・若者が、
社会を変えられると感じていない

- 「市民意識調査」で、「よい市民」とは、「法律を規律を守る人」と答える人が増え、「主体的に社会に対して行動を起こす人」と答える人が減少。¹⁾
- 「自分自身に満足している」と回答した15—25歳は、アメリカ86.0%、イギリス83.1%、に対し、日本は45.8%と最低。²⁾
- 7ヶ国における調査では、日本の子ども・若者の社会参画に対する意識が最も低いことが明らかにされた。³⁾
- 日本・アメリカ・中国・韓国の高校生に対する調査によると、「自分が参加しても社会は変わらない」と64.6%が考えており、これは、他3カ国の倍以上の割合となっている。⁴⁾

日本の社会構造

おとなが、
子ども・若者の声を聞く機会がない

- 高齢社会で子ども・若者の相対的人口が減少し、
子ども・若者の意見を社会制度に反映する機運が高まらない
- 20歳代の投票率(36.5%)は60歳代(71.4%)の約半分。⁵⁾
15歳未満人口は12%で、65歳以上人口の28.6%より小さい。⁶⁾

2023年4月にこども基本法が施行されることとなり、今までに社会の変化が求められています！

子ども・若者の可能性を阻む障害をなくすために
子ども・若者とおとなへもアプローチする必要があると考えます
**Change Makers Fes 2023は、こども基本法施行による
「子どもの声を聴く社会づくり」のスタートを記念する日となります**

¹⁾: International Social Survey Programmeによる「市民意識調査」、引用：開発教育協会「Social Action Handbook2017年 買頭分より」²⁾:出展 内閣府平成26年版 子ども・若者白書
³⁾: 平成30年度 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(内閣府)⁴⁾:高校生の社会に貢献する意識調査報告書-日本・米国・中国・韓国の比較-国立青少年教育振興機構2021年
⁵⁾: 統務省統計局より引用2021年
⁶⁾: 統務省統計局より引用2020年4月

目的①：子ども・若者とおとの認識の変化

Change Makers Fes後に目指す姿

認識変化を促し、実際に社会問題の解決に向けた行動を促す仕掛けを用意する

- 子ども・若者が社会問題が自分と関わっていると気づきます
- 社会問題の解決に向けて、アクションを起こせば変化を起こせると感じています
- 様々な立場に置かれる人々や異なる価値観を理解し、自分でできるアクションを起こします

子ども
若者

- おとの認識変化を促すために、広くおどなにアプローチできる仕掛けを用意
- 子ども・若者は主体的に社会を変えられる個人であると認識しています
- 子ども・若者におどなが協力することの重要性に気づいています

おとな

子ども・若者とおとの認識を変える仕掛けを用意することで、子ども・若者が「社会を変え」後押しをします

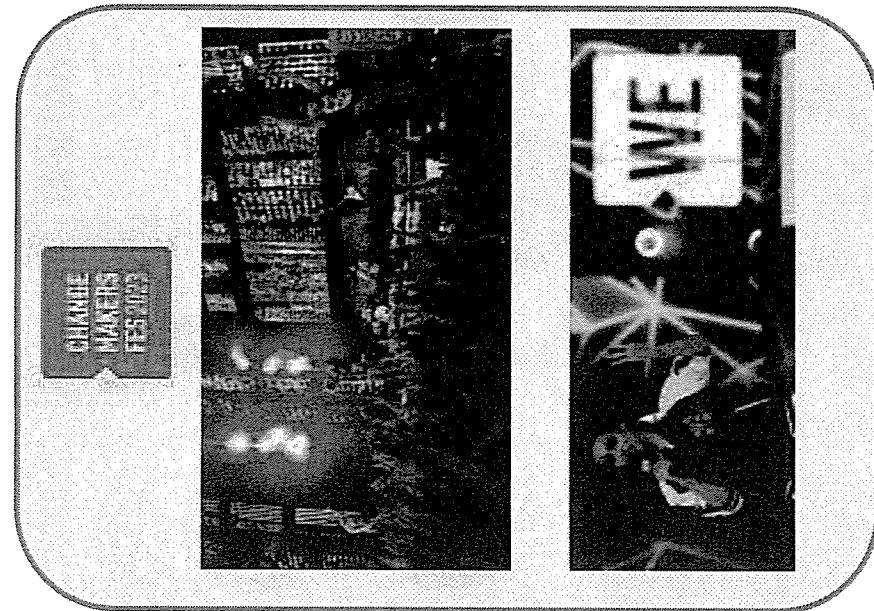
きっかけづくり



目的②:国内外の社会課題への貢献

きっかけづくり

フリー・ザ・チルドレン・ジャパン(FTCJ)の活動や
チエンジニアード教育に
参加しながら
国内と国外の
問題へ取り組む



FTCJの活動と関連性が強い

SDGsのゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう
貧困をなくそう	安全な水とトイレを世界中に	不平等を減らすこと
飢餓をゼロに		
全ての人に健康と福祉を		

FTCJの活動と関連性が薄い

SDGsのゴール

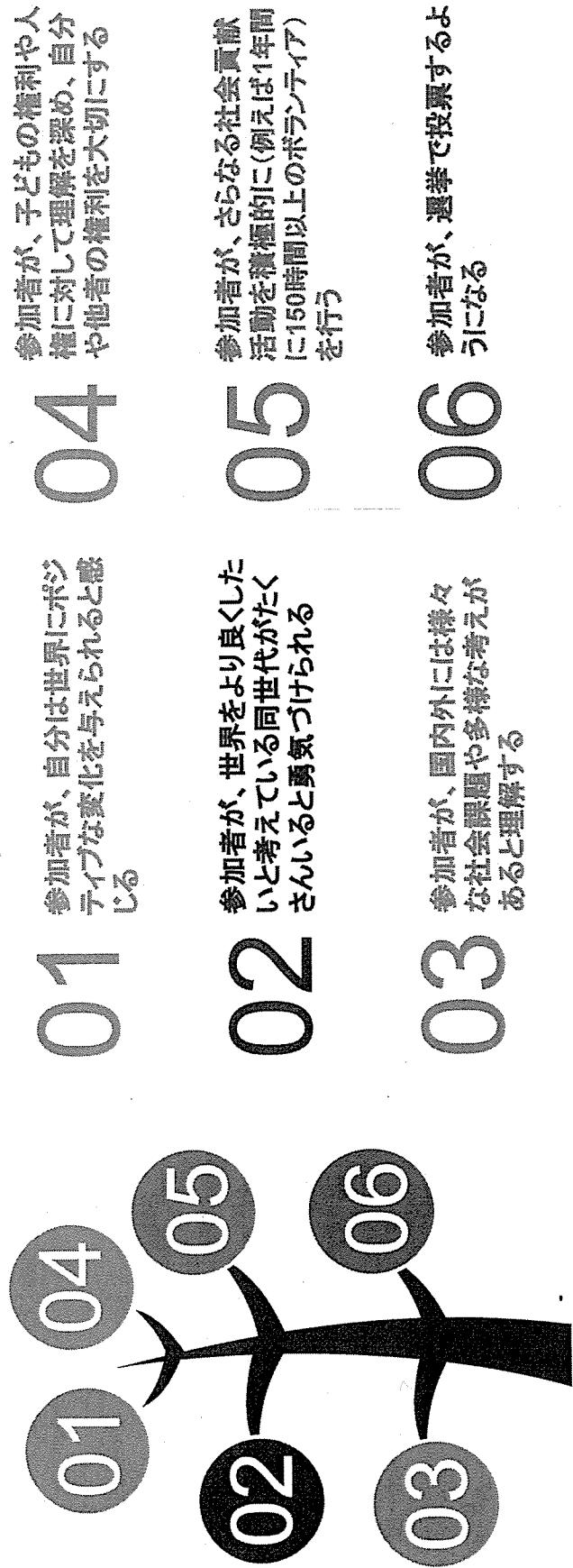
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD	持続可能な都市と居住地	気候変動に適応する
11	持続可能な都市と居住地	13 気候変動に適応する
12 生産と消費の責任	14 海洋生物の保護	15 陸域生物の保護
16 民主主義の強化	17 経済成長と社会的不平等の削減	18 すべての人に健康と福祉を

他団体の活動に
参加したり、つな
がりながら
国内と国外の
問題へ取り組む

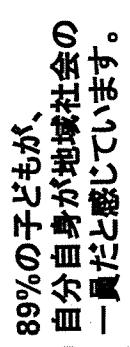
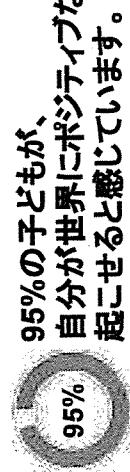
イベント後にFTCJのみならず、子ども・若者が社会貢献活動を行える
他団体を紹介する上で、ひいてはSDGsに貢献します

Change Makers Fes参加による期待効果

Change Makers Fesで参加者をエンパワーメント。
子どもたちによる、ソーシャルアクションの活性化によって
社会課題解決やSDGsの達成に近づきます。



海外のWE Dayが始まってから3年目の実際の子どもの変化



+さらに6年目の調査では、選挙で投票をしているかという質問に対し、参加の方方が16%多く投票していると答えています。(参加者76%、非参加者60%)

メディア露出実績（2019-2022）

■テレビ

東京MXテレビ『5時に夢中！』2022.2.25
日本テレビ『スッキリ』2021.3.12

■ラジオ

文化放送『大竹まことゴールデンラジオ！』2022.2.15

TBSラジオ『アシタノカレッジ』2021.8.25

J-WAVE『JK RADIO TOKYO UNITED (COME TOGETHER)』2019.12.20

■新聞

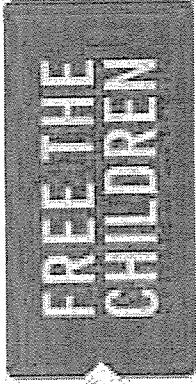
日刊スポーツ 2022.01.31

■ウェブメディア

日刊スポーツ 2022.01.31 ~4児の母、土屋アンナ「自分に嘘つきたくない」子育てと社会貢献と仕事語る
Yahoo! ニュース／telling,／オリコンニュース／毎日キレイ／@Press／SDGs ACTION!／SDGs fan
SDGs MAGAZINE／エキサイトニュース／SankeiBiz／リセマム／livedoor ニュース／Walker+ 他多數

お問い合わせ

認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン
Change Makers Fes 企画部
E-mail changemakersfes@ftcj.org
Tel. 03 - 6321 - 8948



Change Makers Fes

公式サイト : <https://changemakersfes.ftcj.org/>

Instagram [@change_makers_fes] https://www.instagram.com/change_makers_fes
Twitter [@ChangeMakersFes] <https://twitter.com/changemakersfes>
TIKTOK [@changemakersfes] <https://www.tiktok.com/@changemakersfes>
YouTube [@FTCJapan] <https://www.youtube.com/user/FTCJapan>

認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン

公式サイト : www.ftcj.org

事業予算書

事業名

Change Makers Fes2023

団体名

認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン

収入		単位:円	支出		単位:円
助成金					
大東建託みらい基金		¥5,000,000	企画・運営・配信		
	小計	¥5,000,000	事前制作管理(基本的な全体設計・企画・各所交渉対応)	¥500,000.00	
FTCJ自己資金 フェス指定繰越金	小計	¥8,000,000	運営関連 事務局関連費 演出・進行関連費 キャスティング費 美術制作費	¥1,750,000.00 ¥1,000,000.00 ¥2,500,000.00 ¥800,000.00 ¥5,000,000.00	
チケット収入			クリエイティブ(OP/ED映像制作・事前投稿用映像制作・各種ビジュアル制作)	¥1,600,000.00	
200ペア×11,000円(税込み)		¥2,200,000	テクニカル関係費 聴覚・手話対応 その他諸経費	¥6,100,000.00 ¥400,000.00 ¥350,000.00	
寄付金	小計	¥2,200,000	小計		¥20,000,000
チエンジメーカー・フェス2023 指定寄付	小計	¥500,000	広報		
協賛金		¥500,000	ボスターチラシ製作費	¥150,000	
企業協賛金 ※集まらなかつた場合は団体自己資金を増額し補填	小計	¥7,700,000	ボスターチラシ郵送費 WEB制作/SNS運用費 PR イベント	¥250,000 ¥1,400,000 ¥2,000,000 ¥500,000	
共催金			小計		¥4,300,000
日本財団共催金	小計	¥20,000,000	謝礼		
		¥20,000,000	出演者×25人 1組30万円想定	¥7,500,000	
			小計		¥7,500,000
			会場		
			東京ドームシティホール/ 基本料金(開催前の前払い)	¥3,696,000	
			東京ドームシティホール/ オプションなど事後精算	¥1,304,000	
			東京ドームシティホール/ 協賛企業用ブース費用など追加費用	¥600,000	
			小計		¥5,600,000
			事務局運営費		
			フリー・ザ・チルドレン・ジャパン運営人件費(8ヶ月間)	¥4,000,000	
			予備費	¥2,000,000	
			小計		¥6,000,000
計		¥43,400,000	計		¥43,400,000

(備考) 2022年 11月 16日

収入の企業協賛金は現在資金調達中ですが、もし集まらなかつた場合は団体自己資金を増額し補填することを団体理事会で承認を得ています。そのため、開催に必要な資金調達の目途はたっている状況です。

広報物1：チラシ（A4片面）



チェンジメーカー・フェス？

チェンジメーカー・フェスは、「社会をもっとよくしたい！」という想いを持ってソーシャルアクション（社会課題の解決につながる行動）に取り組んだ25歳以下の子どもや若者が集うライブイベントです。

アクションを起こす子どもや若者を応援したい！という想いを持った著名人たちもイベントに駆けつけます。

世界を変えるあなたに、スピーチありパフォーマンスありの特別な時間をお贈りします！

「ソーシャルアクションを起こすこと」、それが無料招待の条件！

条件① 2022年4月1日時点で25歳以下の方 条件② 2022年3月1日～2023年2月28日を含む期間に起こしたアクション

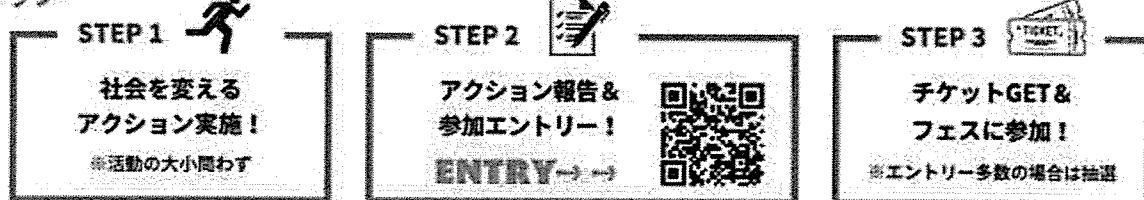
どんなアクションでもいいの？

SDGsに紐づいた国内外の社会課題に対して起こしたアクションで、自分のなかで完結せず、誰か or 何かに影響を与えるものであれば、社会課題の内容やアクションの大小は問いません。

アクションの例

- ×児童労働について調べた
- 児童労働について調べて、SNSで発信した
- 道に落ちていた缶をゴミ箱に捨てた
- 100人ビーチクリーンを企画・実施した

参加のステップ



Change Makers Fes (チェンジメーカー・フェス) 2023

日時：2023年3月28日(火) 午後

会場：TOKYO DOME CITY HALL (最寄駅：氷川橋駅、後楽園駅)

人数：社会課題の解決に向けて活動をした25歳以下の子ども・若者 1,200名（予定）

参加費：入場無料（26歳以上や一部の同伴者は有料）

出演者：順次公開（ウェブサイトをチェック！お楽しみに！）

ウェブサイト：<https://ftcj.org/changemakersfes>

ウェブサイト



チケットGET
フェスに参加！



チケットGET
フェスに参加！



広報物2：横型チケット風チラシ（両面）

表面



裏面



(参考：チケット状に印刷した際のイメージ)



特定非営利活動法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパンという。
英文略称をFTCJとする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都世田谷区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、

- ① 国内の子どもが、世界各地の開発途上国を中心として児童労働など苛酷な状況に置かれている子ども達の調査・支援の企画・実行及び交流などを主体的に行う。
- ② 国内の子どもの活動を促進するために国内の大人と子どもが協働して海外自立支援事業を行う。
- ③ 国内外の平和と子どもの権利の擁護を求めるためにアドボカシー（啓発）事業、また子ども参画の機会を提供する外部ネットワーク事業、子ども活動応援事業を行う。

これらを行うことにより、世界各地の開発途上国の子どもが尊厳ある生活を取り戻し、国内の子どもにおいては次代の国際社会を担うリーダーとなる国際人育成に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の6つの事業を行う。

(1) 子ども主体事業

国内の子どもが主体的に、

- ① 国内外の子ども相互による情報交換を行う。
- ② 世界各地の児童労働など苛酷な状況に置かれている子どもへの支援・交流・学習活動を行う。

(2) 子ども活動応援事業

国内の子ども・若者・大人が、

- ① 国内の子どもに対し、活動に関する相談業務を行う。

- ② ワークショップ（勉強会）等を通じて子どもの育成事業を行う。
 - ③ 国内の子どもに対し、交流の場の提供を行う。
- (3) 外部ネットワーク事業
- 国内外における子どもの権利の擁護又は国際支援に関する活動をしている他団体と共に、
- ① 協働して各種キャンペーン活動を行う。
 - ② 国内の子どもが、各種シンポジウム・フォーラムにスピーカーとして出席する。
- (4) アドボカシー（啓発）事業
- 世界各地の開発途上国における子どもの現状や子どもの権利について知らせ、又、国内の子どもや大人の意識を高めるため、国内の子どもと大人が協働して、
- ① イベント等の開催を行う。
 - ② 会報誌の発刊を行う。
 - ③ ホームページの開設・運営を行う。
 - ④ 子ども参画の活動を促進するものや、国際問題・子どもの権利に関する資料の作成や本の出版協力をを行う。
 - ⑤ スピーカーやファシリテーターを派遣してスピーチや学習会などを受け持つ。
- (5) 海外自立支援事業
- 世界各地の児童労働など過酷な状況に置かれている子どもに対し、国内の大人と子どもが協働して、
- ① 教育を提供する場となる学校などの建設と運営等、又それらの支援を行う。
 - ② 児童労働などによって尊厳を失った子どものメンタルケアを行う保護施設を支援する。
 - ③ 子どもを取り巻く生活状況の改善のための就業訓練施設等を支援する。
 - ④ 現地の現状の調査・研究・交流のためのスタディツアーの運営を行う。
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員・学生正会員及び子ども正会員（以下、「構成員」という。）をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同して入会した個人とする。
- (2) 学生正会員
この法人の目的に賛同して入会した18歳以上の学生の個人とする。
- (3) 子ども正会員
この法人の目的に賛同して入会した18歳以下（高等学校生はその在学中を含む。）の個人とする。
- (4) 一般会員
この法人の目的に賛同して協力するために入会した個人とする。
- (5) 賛助会員

この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人または団体とする。

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会が定める規則により会費を払うものとする。

2 会員が納入した会費及びその他の拠出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上 2人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とし、10人以内を副代表理事とする。

(選 任)

- 第13条 理事及び監事は、総会において構成員のうちから選任する。
- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
 - 3 理事のうち未成年者の場合は、保護者の承諾書を得ることとする。
 - 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
 - 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

- 第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統轄する。
- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会、理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第20条 総会は、構成員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(会議の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第37条において同じ。)
- (8) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) その他この法人の運営に関する重要な事項

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 会費の額
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営

(5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 構成員の総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があった時。
- (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めた場合。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があった時。

(会議の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス及び電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 4 理事会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス及び電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、代表理事が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

(会議の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した構成員の中から選出する。

2 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(会議の定足数)

第25条 総会は、構成員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

2 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(会議の議決)

第26条 総会及び理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した構成員又は理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会及び理事会における議決事項は、第23条第3項又は第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員又は理事の3分の2以上の同意があった場合にはこの限りではない。

(会議での表決権等)

第27条 総会及び理事会において各構成員又は理事の表決権は平等なものとする。

- 2 総会及び理事会を、やむを得ない理由により出席できない構成員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員又は理事を代理人として表決を委任する事ができる。
- 3 前項の規定により表決した構成員又は理事は、前2条及び次条第1項の適用については、総会及び理事会に出席したものとみなす。
- 4 総会及び理事会の議決について、特別の利害関係を有する構成員又は理事は、その議事の議決に加わることができない。

(会議の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 3 総会及び理事会の議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成と区分及び管理)

第29条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入
- 2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。
 - 3 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(会計の原則と区分)

第30条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

2 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第32条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第33条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第34条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第35条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第38条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した構成員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければ

ばならない。

(解散)

第39条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 構成員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、構成員総数の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において構成員総数の過半数の議決を経て選定された他の特定非営利活動法人または社団法人、財團法人に譲渡するものとする。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、総会において構成員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならぬ。

第7章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第43条 この法人に、この法人の事務を処理し、事業の運営を執行するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第44条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第45条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第9章 雜 則

(細則)

第46条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事 中島早苗

副代表理事 伴野保志、露久保雅樹、永野恵理、清水幹恵、田中大勇

理事 浅田紀子、町井望、西垣春奈、代田七瀬、岡野沙知子

監事 田口珠、香川文

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定に関わらず、この法人の設立の日から平成17年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第31条の規定に関わらず、この法人の設立の日から平成17年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第32条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

年会費

(1) 正会員	10,000円
(2) 学生正会員	5,000円
(3) 子ども正会員	0円
(4) 一般会員(学生以外) (学生)	5,000円 1,500円
(18歳以下)	0円
(5) 賛助会員 (個人)	10,000円 (非営利団体) 20,000円 (営利団体) 30,000円

- 7 ①この定款は平成27年1月19日から施行する。
②第31条の規定にかかわらず平成27年度は4月1日ののみとする。

定款に相違ありません。

名 称

特定非営利活動法人

フリー・ザ・チルドレン・ジャパン

代表理事

中島 早苗

役員名簿 2022年 3月 13日現在

特定非営利活動法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン

役名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	役職名等
1 理事	カジマ サエ 中島 早苗	新潟県新潟市中央区寄居704-1-304	代表理事
2 理事	ハラモト ノゾミ 原元 望	山口県大島郡周防大島町西三蒲新屋敷2118-1	副代表理事
2 理事	行ノ ケ仁 出野 恵子	東京都武蔵野市吉祥寺本町2-33-5-202	
4 理事	シカ アリカ 志賀 アリカ	長野県上高井郡小布施町大字中松13-34	
5 理事	竹内 美紗子	東京都新宿区矢来町108-6-501	
6 理事	フジイ ユウコ 藤井 裕子	兵庫県尼崎市神田北通4-46-1-502	
7 理事	ハヤシ ダイイチ 林 大介	東京都町田市本町田939-9	
8 理事	トモノ ヤスン 伴野 保志	東京都中野区沼袋4丁目18番15号	
9 理事	カジマ シンジ 中島 慎治	新潟県新潟市中央区寄居704-1-304	
10 理事	マツシタ コウジ 松下 耕二	東京都 世田谷区東玉川1-16-7	
11 会計監事	クラシタ 功 倉下 由香	東京都 練馬区南大泉1-6-39	
12 会計監事	ミヤジマ タマ 宮島 珠	神奈川県綾瀬市早川城山3-8-14	

Change Makers Fes 2023 ~世界を変えるキミに、この日を。~

後援名義使用申請資料：団体プロフィール及び事業実績

2022年8月30日

【団体プロフィール】 詳細 : <https://ftcj.org/about-us>

1995年に当時12歳のカナダのクレイグ・キールバーガーによって貧困や搾取から子どもを解放することを目的に設立された「Free The Children (2021年8月にWE Charity Foundationへ改名)」の理念に共鳴し、1999年から日本で活動を始めたNPO。「子どもや若者は助けられるだけの存在ではなく、自身が変化を起こす担い手である」という理念のもと、開発途上国での国際協力と並行して、日本の子どもや若者が国内外の問題に取り組み、変化を起こす活動家になるための支援と、日本国内のひとり親世帯や経済的に困難な子育て世帯に対する食糧/食料・経済支援などを行っている。

国際協力事業は、当団体独自にフィリピン・インドを、カナダのWE Charity Foundationのネットワークを通じ、ケニア、エクアドルを対象に展開しており、これまでに全世界で1,000以上の学校を建て、20万人以上の子どもが毎日教育を受けられるようになった。

一人の少年から始まった活動は、今では世界45か国に広がり370万もの子どもが活動に参加し、日本では1,500人以上の子どもや若者がメンバーとなって活動している。現在日本の中学高校の英語、社会、家庭科などの教科書に当団体のことが掲載され紹介されている。創設者クレイグとFree the Children (現: WE Charity Foundation) は、過去に3度ノーベル平和賞にノミネートされ、日本では尾崎行雄記念財団から鶴堂賞を受賞するなどし、その活動は国内外にて評価されている。

【後援名義使用申請する事業と類似した過去事業の実績】

年度	開催日	都道府県	場所	タイトル	参加者数
2009	10月24日	東京	カナダ大使館 オスカー・ ピーターソンシアター (港区)	日加修好80周年記念 フリー・ザ・チルドレン・ジャパン主催 「MONKEY MAJIK チャリティーライブ」	500人
2012	3月12日	東京	北沢タウンホール (世田谷区)	mini WEDAY 2012 チャリティーライブfor India ~学ぼう!インドのこと 届けよう!子どもたちへ~	100人
2014	3月31日	東京	古石場文化センター (江東区)	mini WEDAY 2014 in Tokyo	108人
2015	3月26日	東京	古石場文化センター (江東区)	mini WEDAY 2015 in Tokyo	150人
2021	3月20日	東京	株式会社フロンティア インターナショナル 社内スタジオ (渋谷区)より配信	Change Makers Fes 2021	延べ 3000人
2022	3月19日	東京		Change Makers Fes 2022 オンラインパーティー ～誰かのために動く、キミのための日～ (承認番号: 3都安総若第419号)	37人

【その他主だった事業実績】

年度	開催日	都道府県	場所	内容	対象者数
1999～現在	通年	全国	学校、自治体、民間団体、企業など	出張授業・講演 (国際理解や人権や共生社会についてなど、講師派遣によるワークショップや講演会を年100回ほど実施)	毎年延べ1万人以上
2000～現在	春休み、ゴールデンウィーク、夏休み、冬休みのいずれか	東京、埼玉、静岡、栃木、千葉、広島、北海道、沖縄、大阪、奈良、カナダ	国立、公立施設、民間施設にて	小学校～高校生対象、リーダーシップトレーニングキャンプの開催 (2泊以上の合宿形式で実施) ※2020年～2022年春はオンラインで実施	延べ800人以上
2000～2019	春休み、夏休み		フィリピン、ネパール、モンゴル、ケニア、インド	スタディツア (支援先の開発途上国を訪問し、現地の文化や課題について学んだり、支援対象者と交流をしたり、ボランティアをしたりする1週間～2週間のツアー) ※2020年以降実施見合わせ中	延べ1000人以上
1999～現在	通年		フィリピン、インド、モンゴル、ネパール、カンボジア、インドネシア、中国、ケニア、シエラレオネ、ハイチ、エクアドル、ニカラグア、アルゼンチン	国際協力事業の実施。貧困の中で暮らす子どもの権利が守られ、自立できるよう支援をする。具体的には、子どもへの教育、医療、健康支援など。また、貧困地域の自立支援事業として、学校建設や教員育成、教材提供、井戸の設置、保健医療サービスの提供、農業支援、子どもの家族の収入向上支援など。	11万2000人以上を対象に実施
2019～現在	2019年4月22日～	全国及びオンライン	国会議員会館、公立施設、民間施設など	こども基本法・家庭庁制定・設置に向けた政策提言活動、内閣府への助言・当事者(子ども世代)へのヒアリング対応など。(一部、「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」を通じ、他団体と協働して実施)	延べ5000人以上

2022年11月14日

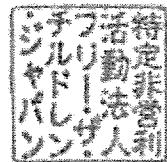
確認書

文京区教育委員会 殿

住所（所在地） 〒157-0062 東京都世田谷区
南烏山6-6-5 安藤ビル3F

申請者（申請団体） 特定非営利活動法人
フリー・ザ・チルドレン・
ジャパン

代表者名 中島 早苗



文京区教育委員会 共催・後援名義を申請するに当たり、文京区教育委員会
後援名義等使用承認要綱を遵守し、以下の行為は行いません。

- 1 営利を目的とした行為
(物品の販売、会員の勧誘、営利目的事業の宣伝・チラシ配付等の行為)
- 2 政治的又は宗教的な行為
- 3 その他委員会の教育方針等に反する行為

仮に違反した場合、後援名義等使用承認要綱に基づき、後援名義使用の承認を
取消されることを了解しています。

